

会計年度任用職員募集要項（子供の権利擁護専門員）

項 目	内 容
職名	会計年度任用職員（子供の権利擁護専門員）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	1名
任用期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	福祉局児童相談センター事業課（新宿区北新宿4-6-1）
職務内容	子供の権利擁護のための調査・助言・調整等
応募資格・求められる能力	1 次の条件のいずれかを満たす者 （1）子供の権利擁護の相談等に携わっている弁護士 （2）児童福祉の専門分野に関する知識、経験を有する者 （3）その他前各号に準ずると認められる者 2 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	週1日
勤務時間	9時00分から17時45分まで 所定勤務時間を超える勤務無（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	（有給）年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、慶弔休暇、災害休暇 （無給）育児時間、生理休暇、妊娠症状対応休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	日額 25,000円 通勤手当相当額を別途支給（上限7,100円／日） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
応募方法	次の応募書類を提出してください。 なお、応募書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。 （1）応募書類 ・会計年度任用職員申込書（別紙） ※ 正面顔写真を貼付してください。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。

	申込書への貼付が難しい場合、写真データをフォームに直接アップロードしても構いません。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ※ 志望動機欄は必ず御記載ください。（欄内に書ききれない場合は、別紙でも可）。 (2) 申込期限 令和7年9月10日（水曜日）正午まで (3) 申込先 次の応募書類を申込フォームで送付してください。応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、御了承ください。 フォームの URL : https://logoform.jp/form/tmgform/1212059 ※ 必ずインターネットで申込みをしてください。 ※ 東京都児童相談センターが、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送での申し込みを受け付けますので、事前にお問合わせください。 また、身体の障害等によりインターネット申し込みが困難な人も、東京都児童相談センターへお問合わせください。 
選考方法	(1) 第一次選考（書類選考） (2) 第二次選考（面接） 集合日時及び選考会場の詳細については、第一次選考合格者に対し別途通知します。 ※ 合否結果については、「S1143301@section.metro.tokyo.jp」から本人宛メールにより通知します。迷惑メール対策などにより、メールが正しく受信されない場合がございます。「S1143301@section.metro.tokyo.jp」からのメールを受信できるよう、迷惑メールフィルターの設定をご確認ください。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。
問合せ先	〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号 東京都児童相談センター事業課庶務担当 電話：03-5937-2302（直通）

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。